**2014年9月1日提案（臨時的任用職員及び非常勤職員（厚生年金保険及び健康保険加入者に限る）に係る厚生年金保険及び健康保険の加入継続扱いについて（提案））に対する大阪府労働組合連合会の回答**

１.　 臨時的任用職員及び非常勤職員（厚生年金保険及び健康保険加入者に限る）について、前任用期間の終期後9日以内に再度任用があった者については、厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格が継続するものとして取り扱うとする提案があった。

これにより、来年（2015年）4月1日以降も引き続いて任用される臨時任用職員（臨時講師、保健師等）及び一定の要件にある非常勤職員から適用されることになる。　　　　　　府労連として大筋同意できる内容であり、提案内容を了承する。

２．　当該事項は2013年府労連秋季年末要求において、府労連より、府職員の勤務労働条件に密接に関連する非常勤職員の待遇改善の一環として要求書に掲げたものである。

要求の趣旨は、有期の雇用契約又は任用が１日ないし数日の間を空けて再度行われる場合においても、雇用契約又は任用の終了時にあらかじめ、事業主と被保険者との間で次の雇用契約又は任用の予定が明らかであるような事実が認められるなど、事実上の使用関係が中断することなく存続していると、就労の実態に照らして判断される場合には、被保険者資格を喪失させることなく取り扱う必要がある次年度の更新が予定されている臨時的任用職員等については1日ないし数日空けて再度任用する場合においても、就労の実態から継続雇用とみなすべきであり、保険切り替えに係る本人の負担軽減及び行政効率性の観点から継続取扱いを行うべきであるというものである。

３．　府当局は2014年府労連夏季闘争時に回答した「財政問題、任用問題」が一定解決したとして、今回提案を行ってきたものである。それは、財政負担の目途がつき、任用についても総務省より、被保険者資格が継続されても「地方公務員法における任用の考え方とは区別すべきである」（「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等に関する質疑応答集」2014年8月15日）とされたことによる。

４．　今回の提案が実施されることにより、臨時的任用職員・一定の要件のある非常勤職員については、その就労実態に即した措置が一定なされることになるが、府労連は、府政運営の一翼を担う臨職・非常勤職員の待遇改善に向け、一層の労使交渉の展開や法改正に向けた取り組みを推進していくことを表明しておく。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2014年9月16日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府労働組合連合会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委員長　一ノ瀬　英剛